相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県あわら市浜坂第二〇号五番地、最後の住所福井県あわら市浜坂第一〇号六三番地　被相続人　亡　北井千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

福井県福井市順化一丁目二四番四三号ストークビル福井一番館三階　相続財産管理人　弁護士　後藤　正邦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市若杉一丁目一一一五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤田　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

福井県福井市大手三丁目一五番一二号　相続財産管理人　司法書士法人ｉｓｔ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県伊那市長谷黒河内七三六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中山　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

長野県伊那市下新田三〇四一番地四　相続財産管理人　弁護士　三浦　由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市吉原町屋敷畠一二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野場　明人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

愛知県知立市堀切三丁目一四番地松栄ビル三〇五号　相続財産管理人　千賀　文男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県多気郡多気町丹生一六一一番地、最後の住所三重県多気郡多気町古江六二六番地　被相続人　亡　吉田二三生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

三重県松阪市殿町一四六六番地四六　相続財産管理人　安川　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市合戸町六九六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　**西**村　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

事務所滋賀県東近江市八日市町一番二三号　川嶋ビル三階八日市駅前法律事務所　相続財産管理人　弁護士　川瀬　新也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区京町堀一丁目一二三番地、最後の住所大阪市住吉区墨江三丁目一七番一号　被相続人　亡　原田　千恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

大阪府大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館ビル二階　相続財産管理人　弁護士　林　範夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市寿町三丁目一九〇九番地二〇、最後の住所大阪府茨木市鮎川二丁目一九番二五号　被相続人　亡　田中　義博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

大阪府大阪市北区南森町一―三―二七南森町丸井ビル四階　相続財産管理人　弁護士　大山　定伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市福島区鷺洲四丁目二番地、最後の住所大阪市福島区鷺洲四丁目二番九号　被相続人　亡　中川　栄吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

大阪市北区中之島二丁目二番二号大阪中之島ビル四階　フェニックス法律事務所　相続財産管理人　弁護士　北嶋　紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市春木本町一七五六番地、最後の住所大阪市西区新町一丁目二五番一五号　被相続人　亡　片山　照夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

大阪市北区天神橋二―五―二五若杉グランドビル本館六階　相続財産管理人　弁護士　外山　将平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市長府紺屋町一四二二番地二番地　被相続人　亡　西城戸輝江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

愛媛県伊予市上吾川一六二八番地　相続財産管理人　春田　明志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県島原市江里町乙二二六〇番地、最後の住所長崎県島原市江里町乙二二六二番地二　被相続人　亡　中山　好光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

長崎県島原市秩父が浦町丁三五四二番地五、事務所長崎県島原市城内一丁目一一九四番地　相続財産管理人　司法書士　園田洋一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県天草市五和町御領八一一〇番地、最後の住所熊本県天草市五和町御領八一一四番地一　被相続人　亡　原田　幸喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月一日

事務所熊本市中央区花畑町一番一号三井生命熊本ビル七階アステル法律事務所　相続財産管理人　弁護士　下山　和也

無縁墳墓等改葬公告

当墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十七年七月一日

一　墳墓等所在地　大阪府阪南市下出四〇九

一　墳墓等の名称　尾崎・下出地区共同墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　大阪府阪南市八丁目一三番一七号　尾崎・下出地区共同墓地管理委員会　会長　村上　光功